

【別紙1】

令和2年新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特定中小企業者」認定に係る要件及び必要書類について

【認定要件】

以下の(1)及び(2)のいずれにも該当することが必要です。

(1) 金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。

(2) 中小企業者信用保険法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に著しい信用の縮小が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

【提出書類】

1 必要書類

<個人事業者>

- (1) 認定申請書（別紙2） 2部
- (2) 許認可証の写し（必要な業種の場合）
- (3) 決算書の写し（直近期1期分、付属書類等含む）
- (4) 営業証明書の写し
- (5) 売上高確認表（別紙3）

<法人>

- (1) 認定申請書（別紙2） 2部
- (2) 許認可証の写し（必要な業種の場合）
- (3) 決算書の写し（直近期1期分、付属書類等含む）
- (4) 法人登記簿謄本の写し
- (5) 売上高確認表（別紙3）

【留意事項】

- 1 この認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定の有効期間は、認定書発行日から起算して30日です。

ただし、令和2年3月13日から7月31まで認定を取得した中小企業者については、その認定の終期を令和2年8月31日までとする。

- 3 金融機関等が代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状（別紙4）が必要です。

【申請・問合せ先】

厚真町産業経済課経済グループ

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

TEL：0145-27-2486（グループ直通）

FAX：0145-27-3944